

農業振興計画変更の受付停止期間

町では、令和7年度から令和8年度にかけて長島農業振興地域整備計画の全体見直し作業を行っています。

期間中は、県や関係機関との協議や意見聴取などのため、農業振興地域整備計画の変更申請（除外・編入・用途変更）の受付を一定期間停止します。

現在、除外申請などを検討されているかたは注意してください。ご不便をおかけしますが、皆さんご理解とご協力をお願いします。

〔受付停止期間〕

4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

※例えば、農用地区域（田・畑など）に住宅を建築したい場合などは、区域からの除外の手続きが必要ですので、現在検討中のかたは注意してください。

問い合わせ先

役場農政課農村振興係
☎(86) 1136「直通」



インフォメーション



ぶり奨学金の補助金申請

ぶり奨学金の連携金融機関である鹿児島相互信用金庫から「ぶり奨学ローン」元金・利息証明書が発行されたかたは、利子および元金（対象者のみ）に相当する額のぶり奨学金補助金申請ができます。補助金申請を希望する場合は、次のものを提出してください。

○必要なもの

- ・ぶり奨学ローンの返済額を証明する書類
- ・申請する保護者などの印鑑
- ・町内に住所を有することを証明する書類
- ・世帯全員の納税証明書
- ・預金通帳の写しなど
- ・（初めて申請するかた）

○提出先

町教育委員会教育総務課
（指江支所2階）

○申請期限 4月30日（木）

※利子相当分は、特別な事情のある場合、3年さかのぼって請求できますが、元金相当分（対象者のみ）は、毎年申請が必要です。

問い合わせ先

鹿児島相互信用金庫長島支店
☎(86) 11116
町教育委員会教育総務課
☎(88) 5679「直通」

ぶり奨学ローン

ご融資金額

50万円～
500万円まで

※限度額はお申込時の審査結果により決定します。

（審査の結果決定したご契約限度額に達するまで、毎月一定額を奨学金形式でご融資します。）

ご融資期間

5年以内

（1年更新、更新時には審査がございます。）

※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年以内かつ卒業予定月の月末まで。

※お申込み時点の学校から進学される際、お申込人が引き継ぎ「ぶり奨学ローン」の利用をご希望される場合、ご利用期間の延長も可能です。
（延長にあたっては、保証書書かき直しが必要です。）

**ご融資金利等、
その他商品内容はこちら**

商品内容詳細

ご利用いただける方

●ご子弟、孫または扶養するご親族が、学校（高等学校・大学・大学院・専門学校）に就学中、または就学を予定されている方。

ご融資金利

当金庫の短期貸出最優遇金利に連動する変動金利です。現在の金利については2次元コードよりアクセスし、ご確認ください。
※基準金利の変動により、貸出期間中であっても適用金利は変更します。

お使いみち

お申込人のご子弟、孫または扶養する親族の方のための奨学金。

ご返済方法

元金返済据置（利息は、利息支払用預金口座から毎月払）
※卒業予定月の3か月後の月末までに、「ぶり奨学ローン」（証書貸付）に切替えていただきます。
※保証期間中の元金の任意返済も可能です。

出金方法

お申込人の当座貸越口座からご子弟等名義の普通預金口座へ次の金額を定額自動送金いたします。

◎高等学校/毎月3万円 ◎大学、大学院、専門学校/毎月5万円

※定額自動送金は、在学期間中かつ当該学校の最長卒業年まで行います。
※ご融資契約時に、定額自動送金のご契約が必要です。

必要書類

- 所得証明書
- 運転免許証（ない場合は個人番号カード、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード）
- 就学中または就学予定であることを証する書類（合格通知書、在学証明書、学生証等）
- その他、当金庫が必要としてお願いする書類（申込書等）

※上記以外にも必要書類・条件等がございます。
※ご利用にあたっては審査の結果、ご希望に添えない場合がございます。